

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2025年2月14日

【発行者名】 UBS (I r l) E T F ピーエルシー
(UBS (I r l) E T F p l c)

【代表者の役職氏名】 ディレクター (Director)
マリー・アントワネット (ニーナ) ペトリーニ (Marie Antoinette
(Nina) Petrini)
ディレクター (Director)
アラン・ホワイト (Alan White)

【本店の所在の場所】 アイルランド共和国、ダブリン2、アールスフォート・テラス 5、2階
(2nd Floor, 5 Earlsfort Terrace, Dublin 2, Ireland)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 三浦 健
同 大西 信治

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所外国法共同事業

【事務連絡者氏名】 弁護士 三浦 健
同 大西 信治
同 白川 剛士

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03 (6212) 8316

【届出の対象とした募集(売出)外国投資証券に係る外国投資法人の名称】
UBS (I r l) E T F ピーエルシー
- MSCI ACWI ユニバーサル UCITS ETF
- MSCI ACWI ソーシャリー・レスポンシブル UCITS ETF
(UBS (I r l) E T F p l c)
- MSCI ACWI Universal UCITS ETF
- MSCI ACWI Socially Responsible UCITS ETF)

【届出の対象とした募集(売出)外国投資証券の形態及び金額】
記名式無額面投資証券
上限見込額は以下のとおりである。
MSCI ACWI ユニバーサル UCITS ETF
クラス(米ドルヘッジ) A - acc投資証券: 2億1,513万米ドル
(約325億7,283万円)
クラス(日本円ヘッジ) A - acc投資証券: 1,921億円
MSCI ACWI ソーシャリー・レスポンシブル UCITS ETF
クラス(米ドルヘッジ) A - acc投資証券: 18億6,381万米ドル
(約2,821億9,947万円)
クラス(日本円ヘッジ) A - acc投資証券: 1,205億円

- (注1) 上限見込額は、便宜上、ファンドの投資証券の2024年3月末日現在の1口当たりの純資産価格に基づいて算出されている。MSCI ACWI ユニバーサル UCITS ETFのクラス(米ドルヘッジ) A - acc投資証券については21.5126米ドル(約3,257円)に1,000万口、MSCI ACWI ユニバーサル UCITS ETFのクラス(日本円ヘッジ) A - acc投資証券については1,921.3248円に1億口、MSCI ACWI ソーシャル・レスポンシブル UCITS ETFのクラス(米ドルヘッジ) A - acc投資証券については18.6381米ドル(約2,822円)に1億口、MSCI ACWI ソーシャル・レスポンシブル UCITS ETFのクラス(日本円ヘッジ) A - acc投資証券については1,205.4175円に1億口をそれぞれ乗じて算出した金額である。
- (注2) 米ドルの円貨換算は、別途記載のない限り、便宜上、2024年3月29日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売相場(1米ドル=151.41円)による。
- (注3) 2025年2月3日付で、MSCI ACWI ESG ユニバーサル・ロー・カーボン・セレクト UCITS ETF (MSCI ACWI ESG Universal Low Carbon Select UCITS ETF) の名称は、MSCI ACWI ユニバーサル UCITS ETF (MSCI ACWI Universal UCITS ETF) に変更された。

【縦覧に供する場所】

該当事項なし。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2024年6月28日付をもって提出した有価証券届出書(2024年9月30日付有価証券届出書の訂正届出書により訂正済。)(以下「原届出書」といいます。))について、2024年12月11日付で本投資法人の設立地における英文目論見書が変更され、投資方針、投資制限、投資リスクおよび本投資法人の役員が変更されましたので、また、2025年2月3日付でMSCI ACWI ESG ユニバーサル・ロー・カーボン・セレクト UCITS ETFの参照指数の名称およびサブ・ファンドの名称が変更されましたので、さらに、本邦における代理人に関する情報が変更されましたので、これらに関する記載を訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

2【訂正箇所および訂正事項】

下線部は訂正部分を示します。

表紙

<訂正前>

(前略)

届出の対象とした募集(売出)外国投資証券に係る外国投資法人の名称

UBS (I r l) E T F ピーエルシー

- MSCI ACWI ESG ユニバーサル・ロー・カーボン・セレクト UCITS ETF
- MSCI ACWI ソーシャリー・レスポンシブル UCITS ETF

(UBS (I r l) E T F p l c

- MSCI ACWI ESG Universal Low Carbon Select UCITS ETF
- MSCI ACWI Socially Responsible UCITS ETF)

届出の対象とした募集(売出)外国投資証券の形態及び金額

記名式無額面投資証券

上限見込額は以下のとおりである。

MSCI ACWI ESG ユニバーサル・ロー・カーボン・セレクト UCITS ETF

(中略)

(注1) 上限見込額は、便宜上、ファンドの投資証券の2024年3月末日現在の1口当たりの純資産価格に基づいて算出されている。MSCI ACWI ESG ユニバーサル・ロー・カーボン・セレクト UCITS ETFのクラス(米ドルヘッジ) A - acc投資証券については21.5126米ドル(約3,257円)に1,000万口、MSCI ACWI ESG ユニバーサル・ロー・カーボン・セレクト UCITS ETFのクラス(日本円ヘッジ) A - acc投資証券については1,921.3248円に1億口、MSCI ACWI ソーシャリー・レスポンシブル UCITS ETFのクラス(米ドルヘッジ) A - acc投資証券については18.6381米ドル(約2,822円)に1億口、MSCI ACWI ソーシャリー・レスポンシブル UCITS ETFのクラス(日本円ヘッジ) A - acc投資証券については1,205.4175円に1億口をそれぞれ乗じて算出した金額である。

(注2) 米ドルの円貨換算は、別途記載のない限り、便宜上、2024年3月29日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=151.41円)による。

縦覧に供する場所

該当事項なし。

<訂正後>

(前略)

届出の対象とした募集(売出)外国投資証券に係る外国投資法人の名称

UBS (I r l) E T F ピーエルシー

- MSCI ACWI ユニバーサル UCITS ETF

- MSCI ACWI ソーシャリー・レスポンシブル UCITS ETF

(UBS (I r l) E T F p l c

- MSCI ACWI Universal UCITS ETF

- MSCI ACWI Socially Responsible UCITS ETF)

届出の対象とした募集(売出)外国投資証券の形態及び金額

記名式無額面投資証券

上限見込額は以下のとおりである。

MSCI ACWI ユニバーサル UCITS ETF

(中略)

(注1) 上限見込額は、便宜上、ファンドの投資証券の2024年3月末日現在の1口当たりの純資産価格に基づいて算出されている。MSCI ACWI ユニバーサル UCITS ETFのクラス(米ドルヘッジ) A - acc投資証券については21.5126米ドル(約3,257円)に1,000万口、MSCI ACWI ユニバーサル UCITS ETFのクラス(日本円ヘッジ) A - acc投資証券については1,921.3248円に1億口、MSCI ACWI ソーシャリー・レスポンシブル UCITS ETFのクラス(米ドルヘッジ) A - acc投資証券については18.6381米ドル(約2,822円)に1億口、MSCI ACWI ソーシャリー・レスポンシブル UCITS ETFのクラス(日本円ヘッジ) A - acc投資証券については1,205.4175円に1億口をそれぞれ乗じて算出した金額である。

(注2) 米ドルの円貨換算は、別途記載のない限り、便宜上、2024年3月29日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=151.41円)による。

(注3) 2025年2月3日付で、MSCI ACWI ESG ユニバーサル・ロー・カーボン・セレクト UCITS ETF (MSCI ACWI ESG Universal Low Carbon Select UCITS ETF)の名称は、MSCI ACWI ユニバーサル UCITS ETF (MSCI ACWI Universal UCITS ETF)に変更された。

縦覧に供する場所

該当事項なし。

第一部 証券情報

第1 外国投資証券(外国新投資口予約権証券及び外国投資法人債券を除く。)

(1) 外国投資法人の名称

<訂正前>

UBS (I r l) E T F ピーエルシー

- MSCI ACWI ESG ユニバーサル・ロー・カーボン・セレクト UCITS ETF
- MSCI ACWI ソーシャルリー・レスポンシブル UCITS ETF

(UBS (I r l) E T F p l c

- MSCI ACWI ESG Universal Low Carbon Select UCITS ETF
- MSCI ACWI Socially Responsible UCITS ETF)

(以下、UBS (I r l) E T F ピーエルシーを「本投資法人」、MSCI ACWI ESG ユニバーサル・ロー・カーボン・セレクト UCITS ETFおよびMSCI ACWI ソーシャルリー・レスポンシブル UCITS ETFを個別にまたは総称して「ファンド」または「サブ・ファンド」という場合がある。)

<訂正後>

UBS (I r l) E T F ピーエルシー

- MSCI ACWI ユニバーサル UCITS ETF
- MSCI ACWI ソーシャルリー・レスポンシブル UCITS ETF

(UBS (I r l) E T F p l c

- MSCI ACWI Universal UCITS ETF
- MSCI ACWI Socially Responsible UCITS ETF)

(以下、UBS (I r l) E T F ピーエルシーを「本投資法人」、MSCI ACWI ユニバーサル UCITS ETFおよびMSCI ACWI ソーシャルリー・レスポンシブル UCITS ETFを個別にまたは総称して「ファンド」または「サブ・ファンド」という場合がある。)

(注) 2025年2月3日付で、MSCI ACWI ESG ユニバーサル・ロー・カーボン・セレクト UCITS ETF (MSCI ACWI ESG Universal Low Carbon Select UCITS ETF)の名称は、MSCI ACWI ユニバーサル UCITS ETF (MSCI ACWI Universal UCITS ETF)に変更された。以下同じ。

第二部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

2 投資方針

(1) 投資方針

<訂正前>

本投資法人の投資目的および投資方針

本投資法人の投資目的、方針および戦略

(中略)

投資運用会社および/または副投資運用会社は、各指数を構成する証券(以下「指数証券」という。)の銘柄および/またはウェイトに関する情報について、各指数提供者のみに依拠することになる。ある営業日において、投資運用会社および/または副投資運用会社がある指数に関連する当該情報を取得または処理することができない場合、直近で公表された当該指数の構成銘柄および/またはウェイトは、すべての調整の目的で使用されることになる。

取締役会および/または管理会社は、以下のいずれかの方法により指数の追従を目指すファンドを設立することができる。

(中略)

トラッキング精度

(中略)

特に指数が重要なリバランスを経験している場合、または構成銘柄の流動性があまり高くない場合、またはアクセシビリティの観点から制約を受けている場合には、物理的な複製による指数へのエクスポージャーは、リバランス・コストの影響を受ける可能性がある。リバランス・コストは、原指数のリバランス頻度、構成銘柄のウェイト調整および/または各リバランス日に交換される構成銘柄の数、およびそのような変更を実施するために発生する取引費用の要因である。高いリバランス・コストは、一般に、ファンドと指数間の相対的なパフォーマンスを損なう。リバランスの頻度は、各ファンドについて、関連する英文目論見書補遺にて詳述される。

金融派生商品 (F D I) の使用

(中略)

証券金融取引の使用

(中略)

証券金融取引およびその他の効率的なポートフォリオ管理手法から生じるすべての収益は、発生する直接および間接の運営費用および手数料を控除した後、関連するファンドに返還されるものとする。当該直接および間接の運営費用および手数料(これらはすべて完全に透明性が確保されている。)は、隠れた収益を含まないものとし、本投資法人が随時契約するレポ/リバース・レポ契約の取引相手方および/または証券貸付代理人に支払うべき手数料および経費を含むものとする。本投資法人が契約するレポ/リバース・レポ契約の取引相手方および/または証券貸付代理人の当該手数料および経費は、通常のコマーシャルレートで、付加価値税がある場合はそれを併せて、関連当事者が契約した本投資法人またはファンドが負担する。直接および間接の運営費用および手数料に起因および付随するファンドの収益の詳細、ならびに本投資法人が随時契約する特定のレポ/リバース・レポ契約の取引相手方および/または証券貸付代理人の身元は、本投資法人の半期報告書および年次報告書に記載されるものとする。現時点では、UBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジーが、デュー・ディリジェンスを賄うために収益の約20%を受領し、証券貸付代理人が、証券貸付に関して実行される取引から生じた運営費用を賄うために約20%を受領する一方で、証券貸付取引との関連で受領した収益の約60%が関連するファンドに充当される。最終比率の内訳は、年次報告書に開示されるものとする。

(中略)

証券化への言及

EU規則2017/2402(以下「証券化規則」という。)は、2019年1月1日から、本投資法人等のUCITSに適用される。したがって、ファンドが証券化にさらされる場合、ファンドの投資運用会社は、証券化にさらされる前に、かつ、証券化にさらされ続ける限りは継続的に、デュー・ディリジェンス・プロセスを実行する。投資運用会社は、証券化が、オリジネーターによる証券化における5%以上の重要な経済的純益の留保を遵守したリスク保持となるよう確保し、また継続的に、証券化のオリジネーターは、証券化ポジションの保有者に対し、証券化規則に従って、取引および裏付けとなるエクスポージャーに関する一定の情報を提供する。

エンゲージメント・プログラム

(中略)

MSCI ACWI ESG ユニバーサル・ロー・カーボン・セレクト UCITS ETFの投資目的および投資方針**投資目的**

ファンドの目的は、MSCI ACWI ESG ユニバーサル・ロー・カーボン・セレクト・5%・イシューアー・キャップド・インデックス(ネット・リターン)(またはMSCI ACWI ESG ユニバーサル・ロー・カーボン・セレクト・5%・イシューアー・キャップド・インデックス(ネット・リターン))と実質的に同じ市場に追随するために、ファンドが追随するものとして適切な指数であると取締役会が検討し、英文目論見書に従い、随時、決定することのできるその他の指数)(以下、MSCI ACWI ESG ユニバーサル・ロー・カーボン・セレクト UCITS ETFに関して、「参照指数」という。)のパフォーマンスに追随することを目指すことである。

投資方針

(中略)

投資証券クラス	ヘッジ付き通貨版
クラス(米ドルヘッジ) A - dis クラス(米ドルヘッジ) A - acc	MSCI ACWI ESG <u>ユニバーサル・ロー・カーボン・セレクト・5%・イシューアー・キャップド・インデックス(先進国100% 米ドルヘッジ、ネット・リターン)</u>
クラス(ユーロヘッジ) A - dis クラス(ユーロヘッジ) A - acc	MSCI ACWI ESG <u>ユニバーサル・ロー・カーボン・セレクト・5%・イシューアー・キャップド・インデックス(先進国100% ユーロヘッジ、ネット・リターン)</u>
クラス(英ポンドヘッジ) A - dis クラス(英ポンドヘッジ) A - acc	MSCI ACWI ESG <u>ユニバーサル・ロー・カーボン・セレクト・5%・イシューアー・キャップド・インデックス(先進国100% 英ポンドヘッジ、ネット・リターン)</u>
クラス(スイスフランヘッジ) A - dis クラス(スイスフランヘッジ) A - acc	MSCI ACWI ESG <u>ユニバーサル・ロー・カーボン・セレクト・5%・イシューアー・キャップド・インデックス(先進国100% スイスフランヘッジ、ネット・リターン)</u>
クラス(シンガポールドルヘッジ) A - dis クラス(シンガポールドルヘッジ) A - acc	MSCI ACWI ESG <u>ユニバーサル・ロー・カーボン・セレクト・5%・イシューアー・キャップド・インデックス(先進国100% シンガポールドルヘッジ、ネット・リターン)</u>
クラス(カナダドルヘッジ) A - dis クラス(カナダドルヘッジ) A - acc	MSCI ACWI ESG <u>ユニバーサル・ロー・カーボン・セレクト・5%・イシューアー・キャップド・インデックス(先進国100% カナダドルヘッジ、ネット・リターン)</u>
クラス(日本円ヘッジ) A - dis クラス(日本円ヘッジ) A - acc	MSCI ACWI ESG <u>ユニバーサル・ロー・カーボン・セレクト・5%・イシューアー・キャップド・インデックス(先進国100% 日本円ヘッジ、ネット・リターン)</u>

(中略)

MSCI ACWI ソーシャル・レスポンシブル UCITS ETFの投資目的および投資方針

(中略)

投資方針

ファンドの投資方針は、ファンドと参照指数のパフォーマンスの差を可能な限り最小限に抑えながら、参照指数のパフォーマンスに追随することを目指すことである。ファンドは、参照指数に追随することにより、また、ESG基準に関してはESG格付けの高いグローバル企業に対するエクスポージャー

を取る一方で社会もしくは環境にマイナスの影響を有する企業を排除することにより、その目的の達成を目指す。

ファンドは、その純資産総額の少なくとも90%を、参照指数の構成銘柄に投資する。指数提供者は、指数の構成銘柄のすべてについてESG格付けを付している。参照指数は、標準的な投資ユニバースとの対比で格付けが最も良くない証券の少なくとも20%を除外する。したがって、結果として得られるファンドのESG格付けは、標準的な指数に追随するファンドのESG格付けよりも高くなるが見込まれる。

いかなる時もファンドが他の指数に追随すべきであるという取締役会の決定は、投資主の承認を要し、また、中央銀行が定める要件に従って実施されるものとし、英文目論見書補遺はそれに応じて更新されるものとする。ファンドは、報酬および費用を控除後、参照指数のリターンとファンドのリターンとの間のパフォーマンスの差異を可能な限り最小限に抑えるため、以下に記載される複製テクニックを使用する。指数の追随に関する問題点に関する情報については、下記「3 投資リスク」に記載の「指数追随リスク」を参照されたい。

(中略)

管理会社は、FDIに関連する様々なリスクを正確に測定、モニタリング、管理することを可能とするFDIの利用に関するリスク管理プロセスに関する声明(以下「RMP」という。)を採用しており、ファンドはRMPに記載されているFDIのみを採用する。管理会社は、中央銀行に提供されたRMPのみを採用する。

FDIの使用

(後略)

<訂正後>

本投資法人の投資目的および投資方針

本投資法人の投資目的、方針および戦略

(中略)

投資運用会社および/または副投資運用会社は、各指数を構成する証券(以下「指数証券」という。)の銘柄および/またはウェイトに関する情報について、各指数提供者のみに依拠することになる。ある営業日において、投資運用会社および/または副投資運用会社がある指数に関連する当該情報を取得または処理することができない場合、直近で公表された当該指数の構成銘柄および/またはウェイトは、すべての調整の目的で使用されることになる。

指数提供者が定める基準値を超えた場合、関連するファンドの参照指数の構成銘柄から証券が除外される。セクターおよび収益水準を含む除外のパラメーターに関するさらなる詳細については、それぞれの関連する英文目論見書補遺の「指数の組成方法」の項を参照のこと。

取締役会および/または管理会社は、以下のいずれかの方法により指数の追随を目指すファンドを設立することができる。

(中略)

トラッキング精度

(中略)

特に指数が重要なリバランスを経験している場合、または構成銘柄の流動性があまり高くない場合、またはアクセシビリティの観点から制約を受けている場合には、物理的な複製による指数へのエクスポージャーは、リバランス・コストの影響を受ける可能性がある。リバランス・コストは、原指数のリバランス頻度、構成銘柄のウェイト調整および/または各リバランス日に交換される構成銘柄の数、およびそのような変更を実施するために発生する取引費用の要因である。高いリバランス・コ

ストは、一般に、ファンドと指数間の相対的なパフォーマンスを損なう。リバランスの頻度は、各
ファンドについて、関連する英文目論見書補遺にて詳述される。

ESG

関連する英文目論見書補遺に別途定めのない限り、各ファンドは、その純資産総額の少なくとも90%を指数証券に投資し、(関連する英文目論見書補遺において開示される)SFDR第8条または第9条を遵守するファンドに関して、指数提供者は、指数証券のすべてについてESG格付けを付している。

関連する英文目論見書補遺に記載されるとおり、指数提供者は定期的に参照指数のリバランスを行い、また、投資運用会社が、関連する英文目論見書補遺に定められる、関連するファンドの投資方針に定める制限に従って参照指数を追従する。

関連する英文目論見書補遺に別途定めのない限り、(関連する英文目論見書補遺において開示される)SFDR第8条または第9条を遵守するファンドの投資目的は、英文目論見書の規定に従い、ファンドの参照指数の価格、収益のパフォーマンスおよびESG特性を含むその特性に追従することである。

(関連する英文目論見書補遺において開示される)SFDR第8条または第9条を遵守するファンドに関しては、ファンドによって促進される一または複数の特性、持続可能な投資対象の最低割合または環境的および/もしくは社会的特性を満たすために用いられる投資対象の最低割合が、四半期末に、当該四半期のすべての営業日における価額の平均値を用いて計算される。

持続可能な投資対象として適格であるファンドの投資対象の評価は、UBS独自のアプローチによって決定される。その結果、投資運用会社が開示する数値と指数提供者が開示する数値に相違が生じる可能性がある。

関連する英文目論見書補遺において開示される、ファンドの持続可能な投資対象の最低割合が四半期毎に満たされなかった場合、投資運用会社は、ファンドにおけるトラッキング・エラーが最小化されるよう、関連する証券が参照指数の一部を構成しなくなるまで当該投資対象の保有を継続することができる。投資運用会社は、ポジションの清算の可能性および実行可能性も検討するが、トラッキング・エラーを最小化することが優先されるものとする。いかなる場合も、投資運用会社は常にファンドの投資者の最善の利益を考慮し、かかる利益のために行なわなければならない。いずれかの投資対象が、参照指数のリバランスにおいて持続可能な投資対象として適格でなくなった場合、ファンドが保有する持続可能な投資対象の持分は、約束された基準額を下回る可能性がある。

ファンドの持続可能な投資対象の最低割合が四半期毎に満たされなかった場合、欧州ESGテンプレート(EET)は、より低い最低限のコミットメントに更新され、投資主は、合理的な期間内に通知を受ける。英文目論見書および/または関連する英文目論見書補遺は、可能な限り速やかに更新される。

金融派生商品(FDI)の使用

(中略)

証券金融取引の使用

(中略)

証券金融取引およびその他の効率的なポートフォリオ管理手法から生じるすべての収益は、発生する直接および間接の運営費用および手数料を控除した後、関連するファンドに返還されるものとする。当該直接および間接の運営費用および手数料(これらはすべて完全に透明性が確保されている。)は、隠れた収益を含まないものとし、本投資法人が随時契約するレポ/リバース・レポ契約の取引相手方および/または証券貸付代理人に支払うべき手数料および経費を含むものとする。本投資法人が契約するレポ/リバース・レポ契約の取引相手方および/または証券貸付代理人の当該手数料および経費は、通常のコマーシャルレートで、付加価値税がある場合はそれを併せて、関連当事者が契約した本投資法人またはファンドが負担する。直接および間接の運営費用および手数料に起因および付随するファンドの収益の詳細、ならびに本投資法人が随時契約する特定のレポ/リバース・レポ契約の取引相手方および/または証券貸付代理人の身元は、本投資法人の半期報告書および年次報告書に記載されるものとする。現時点では、証券貸付代理人が、証券貸付に関して実行される取引から

生じた運営費用を賄うために最大20%を受領する一方で、証券貸付取引との関連で受領した総収入の少なくとも80%が関連するファンドに充当される。最終比率の内訳は、年次報告書に開示されるものとする。

(中略)

証券化への言及

EU規則2017/2402(以下「証券化規則」という。)は、2019年1月1日から、本投資法人等のUCITSに適用される。したがって、ファンドが証券化にさらされる場合、ファンドの投資運用会社は、証券化にさらされる前に、かつ、証券化にさらされ続ける限りは継続的に、デュー・ディリジェンス・プロセスを実行する。投資運用会社は、証券化が、オリジネーターによる証券化における5%以上の重要な経済的純益の留保を遵守したリスク保持となるよう確保し、また継続的に、証券化のオリジネーターは、証券化ポジションの保有者に対し、証券化規則に従って、取引および裏付けとなるエクスポージャーに関する一定の情報を提供する。

シーディングに関する取決め

運用資産の少ないファンドについて、本投資法人のスポンサーであるUBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジー(またはその関連会社の一つ)は、別途の契約において定められる最低金額を投資している投資者および市場参加者に対してシーディング手数料を支払う場合がある。シーディング手数料を受領する者は、別途の契約において定められる期間、該当する投資対象を保有することを表明および保証する。

UBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジー(またはその関連会社の一つ)によって支払われるシーディング手数料は、UBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジー(またはその関連会社の一つ)のみが負担し、関連するファンドまたは本投資法人に対しては請求されない。

UBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジーおよび管理会社は、かかる取決めにより、小規模のサブ・ファンドの成長が促進され、該当するファンドのその他の投資者の利益となると考える。ファンドの費用は、その多くが固定費であるため、多額の運用資産により、投資証券1口当たりのファンドの費用が減少し、少額の運用資産により、投資証券1口当たりのファンドの費用が増加する可能性がある。

リポート

管理会社またはその代理人は、ファンドの投資証券クラスの投資者に直接リポートを支払う場合がある。

リポートは、以下の場合に許可される。

- ・ 管理会社またはその代理人の報酬からリポートが支払われ、ファンドの資産を追加的に損なうことがない場合
- ・ 客観的な基準に基づきリポートが付与される場合
- ・ 客観的な基準を等しく満たし、リポートを要求するすべての投資者に対してリポートが同程度に付与される場合
- ・ リポートにより、リポート付与の対象となるサービスの質が向上し(例えば、サブ・ファンドの資産増加に寄与することで、資産のより効率的な運用が可能となり、サブ・ファンドの清算の可能性が低下し、および/またはすべての投資者が比例按分で負担する固定費が減少する場合など)、かつ、すべての投資者が、サブ・ファンドの報酬およびコストを公平に負担する場合

リポート付与の客観的な基準は、以下のとおりである。

- ・ リポートの対象となるファンドのクラスの投資者が保有する資産総額

以下の追加の基準が適用される場合もある。

- ・ 投資者が保有するUBS 集団投資スキームの資産総額、および/または
- ・ 投資者が居住する地域

管理会社またはその代理人は、投資者の請求に応じて、リポートのさらなる詳細を無料で開示するものとする。

割戻報酬

管理会社は、本投資法人の販売業務をカバーするために割戻報酬 (retrocession) を支払うことができる。

エンゲージメント・プログラム

(中略)

MSCI ACWI ユニバーサル UCITS ETFの投資目的および投資方針

投資目的

ファンドの目的は、MSCI ACWI ユニバーサル・ロー・カーボン・セレクト・5%・イシューアークャップド・インデックス(ネット・トータル・リターン)(またはMSCI ACWI ユニバーサル・ロー・カーボン・セレクト・5%・イシューアークャップド・インデックス(ネット・トータル・リターン))と実質的に同じ市場に追随するために、ファンドが追随するものとして適切な指数であると取締役会が検討し、英文目論見書に従い、随時、決定することのできるその他の指数(以下、MSCI ACWI ユニバーサル UCITS ETFに関して、「参照指数」という。)のパフォーマンスに追随することを目指すことである。

(注) 2025年2月3日付で、MSCI ACWI ESG ユニバーサル・ロー・カーボン・セレクト・5%・イシューアークャップド・インデックス(ネット・リターン)の名称は、MSCI ACWI ユニバーサル・ロー・カーボン・セレクト・5%・イシューアークャップド・インデックス(ネット・トータル・リターン)に変更された。以下同じ。

投資方針

(中略)

投資証券クラス	ヘッジ付き通貨版
クラス(米ドルヘッジ) A - dis クラス(米ドルヘッジ) A - acc	<u>MSCI ACWI ユニバーサル・ロー・カーボン・セレクト・5%・イシューアークャップド・インデックス(先進国100% 米ドルヘッジ、ネット・トータル・リターン)</u>
クラス(ユーロヘッジ) A - dis クラス(ユーロヘッジ) A - acc	<u>MSCI ACWI ユニバーサル・ロー・カーボン・セレクト・5%・イシューアークャップド・インデックス(先進国100% ユーロヘッジ、ネット・トータル・リターン)</u>
クラス(英ポンドヘッジ) A - dis クラス(英ポンドヘッジ) A - acc	<u>MSCI ACWI ユニバーサル・ロー・カーボン・セレクト・5%・イシューアークャップド・インデックス(先進国100% 英ポンドヘッジ、ネット・トータル・リターン)</u>
クラス(スイスフランヘッジ) A - dis クラス(スイスフランヘッジ) A - acc	<u>MSCI ACWI ユニバーサル・ロー・カーボン・セレクト・5%・イシューアークャップド・インデックス(先進国100% スイスフランヘッジ、ネット・トータル・リターン)</u>

クラス(シンガポールドルヘッジ) A - dis クラス(シンガポールドルヘッジ) A - acc	MSCI ACWI ユニバーサル・ロー・カーボン・セレクト・5%・イシューアード・キャップド・インデックス(先進国100% シンガポールドルヘッジ、ネット・トータル・リターン)
クラス(カナダドルヘッジ) A - dis クラス(カナダドルヘッジ) A - acc	MSCI ACWI ユニバーサル・ロー・カーボン・セレクト・5%・イシューアード・キャップド・インデックス(先進国100% カナダドルヘッジ、ネット・トータル・リターン)
クラス(日本円ヘッジ) A - dis クラス(日本円ヘッジ) A - acc	MSCI ACWI ユニバーサル・ロー・カーボン・セレクト・5%・イシューアード・キャップド・インデックス(先進国100% 日本円ヘッジ、ネット・トータル・リターン)

(中略)

MSCI ACWI ソーシャルリー・レスポンシブル UCITS ETFの投資目的および投資方針

(中略)

投資方針

ファンドの投資方針は、ファンドと参照指数のパフォーマンスの差を可能な限り最小限に抑えながら、参照指数のパフォーマンスに追随することを目指すことである。ファンドは、参照指数に追随することにより、また、ESG基準に関してはESG格付けの高いグローバル企業に対するエクスポージャーを取る一方で社会もしくは環境にマイナスの影響を有する企業を排除することにより、その目的の達成を目指す。

いかなる時もファンドが他の指数に追随すべきであるという取締役会の決定は、投資主の承認を要し、また、中央銀行が定める要件に従って実施されるものとし、英文目論見書補遺はそれに応じて更新されるものとする。ファンドは、報酬および費用を控除後、参照指数のリターンとファンドのリターンとの間のパフォーマンスの差異を可能な限り最小限に抑えるため、以下に記載される複製テクニックを使用する。指数の追随に関する問題点に関する情報については、下記「3 投資リスク」に記載の「指数追随リスク」を参照されたい。

(中略)

管理会社は、FDIに関連する様々なリスクを正確に測定、モニタリング、管理することを可能とするFDIの利用に関するリスク管理プロセスに関する声明(以下「RMP」という。)を採用しており、ファンドはRMPに記載されているFDIのみを採用する。管理会社は、中央銀行に提供されたRMPのみを採用する。

AMF開示

ファンドは、その純資産総額の少なくとも90%を、参照指数の構成銘柄に投資する。指数提供者は、参照指数の構成銘柄のすべてについてESG格付けを付している。参照指数は、標準的な指数ユニバースとの対比で格付けが最も良くない証券の少なくとも20%を除外する。したがって、結果として得られるファンドのESG格付けは、標準的な指数に追随するファンドのESG格付けよりも高くなることが見込まれる。

ファンドは、フランスのSRIラベルの恩恵を受けない。

AMFのESG規則であるAMF見解/勧告DOC-2020-03(以下「AMF規則」という。)を遵守する目的において、ファンドは、持続可能な投資に対する、拘束力を有する大規模なアプローチを採用する。ファンドの投資戦略は、参照指数のリターンおよびESG特性を含むその特性に合理的に可能な限り追随することである。

FDIの使用

(後略)

(4) 投資制限

<訂正前>

本投資法人の投資制限

(中略)

7.2 大麻除外リスト

関連する指数を物理的に複製するすべてのファンドに関して、投資運用会社は大麻の商業生産、流通または販売に関与する企業(以下「大麻証券」という。)に対していかなる投資も行われな
いことを確保するために自社のツールを利用する。当該除外はUBSのメソドロジーに基づく。
除外される大麻証券の指数ウェイトは、トラッキング・エラーを最小化するため他の指数構成銘柄に分配される。しかしながら、当該除外は、より高いトラッキング・エラーをもたらす可能性がある。

(中略)

MSCI ACWI ESG ユニバーサル・ロー・カーボン・セレクト UCITS ETFの投資制限

本投資法人は、ファンドのすべてのクラスについて、ドイツにおける税務報告上の地位を求める意向である。これに基づき、英文目論見書に記載される投資制限に加え、ファンドは、その純資産価額の少なくとも80%をエクイティ・パーティシペーション(以下「エクイティ・パーティシペーション比率」という。)に投資するという制限にも従う。エクイティ・パーティシペーション比率の詳細については、英文目論見書から確認することができる。

(中略)

MSCI ACWI ソーシャル・レスポンシブル UCITS ETFの投資制限

本投資法人は、ファンドのすべてのクラスについて、ドイツにおける税務報告上の地位を求める意向である。これに基づき、英文目論見書に記載される投資制限に加え、ファンドは、その純資産価額の少なくとも80%をエクイティ・パーティシペーション(以下「エクイティ・パーティシペーション比率」という。)に投資するという制限にも従う。エクイティ・パーティシペーション比率の詳細については、英文目論見書から確認することができる。

(後略)

<訂正後>

本投資法人の投資制限

(中略)

7.2 大麻除外リスト

参照指数を物理的に複製するファンドに関して、大麻の商業生産、流通または販売に関与する特定の企業(以下「大麻証券」という。)への投資を除外するためにスクリーニングが行われる。
投資運用会社は、許可されていない大麻証券である企業のいかなる証券も購入されないことを確保する。当該除外はUBSのメソドロジーに基づく。
除外される大麻証券の参照指数ウェイトは、トラッキング・エラーを最小化するため他の参照指数構成銘柄に分配される。しかしながら、当該除外は、より高いトラッキング・エラーをもたらす可能性がある。

(中略)

MSCI ACWI ユニバーサル UCITS ETFのドイツ投資税法による開示

本投資法人は、ファンドのすべてのクラスについて、ドイツにおける税務報告上の地位を求める意向である。これに基づき、英文目論見書に記載される投資制限に加え、ファンドは、その純資産価額の少なくとも80%をエクイティ・パーティシペーション（以下「エクイティ・パーティシペーション比率」という。）に投資するという制限にも従う。エクイティ・パーティシペーション比率の詳細については、英文目論見書から確認することができる。

（中略）

MSCI ACWI ソーシャル・レスポンシブル UCITS ETFのドイツ投資税法による開示

本投資法人は、ファンドのすべてのクラスについて、ドイツにおける税務報告上の地位を求める意向である。これに基づき、英文目論見書に記載される投資制限に加え、ファンドは、その純資産価額の少なくとも80%をエクイティ・パーティシペーション（以下「エクイティ・パーティシペーション比率」という。）に投資するという制限にも従う。エクイティ・パーティシペーション比率の詳細については、英文目論見書から確認することができる。

（後略）

3 投資リスク

<訂正前>

（前略）

指数追随リスク

ファンドの投資目的が達成されるとの保証はない。特に、いかなる金融商品も指数のリターンを正確に複製または追随することはできない。ファンドの投資の変動および該当する指数のリバランスにより、様々な取引コスト（外貨為替取引の決済に関連するものを含む。）、運営費用または非効率性が生じ、ファンドによる指数のパフォーマンスの追隨に悪影響を及ぼすことがある。また、投資証券への投資によるトータル・リターンは、適用される指数の計算に参入されない一定の費用および経費により低下する。「2 投資方針（4）投資制限」の第7項「その他の制限」の項に詳細が記載されるとおり、関連する指数を物理的に複製するすべてのファンドに関する特定の投資証券除外に関連する内部制限は、より高いトラッキング・エラーをもたらす可能性がある。かかる状況において、トラッキング・エラーを最小化するため、除外証券の指数ウェイトは、他の指数構成銘柄に分配される。しかしながら、当該除外は、より高いトラッキング・エラーをもたらす可能性がある。さらに、指数を構成する投資対象の取引の一時的な停止もしくは中断、または市場が混乱する場合、ファンドの投資ポートフォリオのリバランスを行えないことがあり、指数のリターンから乖離する結果となることがある。

国際投資リスク

（後略）

<訂正後>

(前略)

指数追隨リスク

ファンドの投資目的が達成されるとの保証はない。特に、いかなる金融商品も指数のリターンを正確に複製または追隨することはできない。ファンドの投資の変動および該当する指数のリバランスにより、様々な取引コスト(外貨為替取引の決済に関連するものを含む。)、運営費用または非効率性が生じ、ファンドによる指数のパフォーマンスの追隨に悪影響を及ぼすことがある。また、投資証券への投資によるトータル・リターンは、適用される指数の計算に参入されない一定の費用および経費により低下する。「2 投資方針 (4) 投資制限」の第7項「その他の制限」の項に詳細が記載されるとおり、関連する指数を物理的に複製するすべてのファンドに関する特定の投資証券除外に関連する内部制限は、より高いトラッキング・エラーをもたらす可能性がある。かかる状況において、トラッキング・エラーを最小化するため、除外証券の指数ウェイトは、他の指数構成銘柄に分配される。しかしながら、当該除外は、より高いトラッキング・エラーをもたらす可能性がある。さらに、指数を構成する投資対象の取引の一時的な停止もしくは中断、または市場が混乱する場合、ファンドの投資ポートフォリオのリバランスを行えないことがあり、指数のリターンから乖離する結果となることがある。

指数提供者が参照指数を正確に作成するという保証はなく、または参照指数が正確に決定され、構成され、もしくは計算されるという保証はない。指数提供者は、参照指数がどのような目的を達成するように設計されているかに関する説明を提供するが、参照指数に関するデータの品質、正確性または完全性に関していかなる保証も行わず、または一切の責任を負わず、かつ、参照指数が、説明された指数の組成方法に沿うことを保証しない。

本投資法人および関連会社は、指数提供者による誤りに関して一切の保証を行わない。データの品質、正確性および完全性に関する誤りは、随時発生する可能性があり、特に指数が一般的に使用されていない場合には、一定期間において特定されず、かつ、訂正されない可能性がある。したがって、指数提供者の誤りに関連する利益、損失またはコストは、ファンドおよびその投資者が維持または負担する。例えば、参照指数が誤った構成銘柄を含む期間中、かかる公表された参照指数に追隨するファンドは、当該構成銘柄に対して市場エクスポージャーを有することとなり、参照指数に含まれるべきであった構成銘柄のリスクにはさらされないこととなる。そのため、誤りにより、ファンドおよびその投資者に対して、マイナスまたはプラスのパフォーマンスの影響が及ぶこととなる可能性がある。投資者は、指数提供者の誤りによる利益はファンドおよびその投資者に帰属すること、ならびに、指数提供者の誤りにより生じる損失はファンドおよびその投資者が負担することを理解すべきである。

国際投資リスク

(後略)

7 管理及び運営の概要

(3) 投資主・外国投資法人債権者の権利

<訂正前>

(前略)

本邦における代理人

東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

(中略)

(b) 日本における投資証券の公募、販売、買戻しの取引に関する紛争、見解の相違に関する裁判上、裁判外の行為を行う権限を委任されており、また関東財務局長に対する投資証券の当初の募集に関する届出および継続開示ならびに金融庁長官に対する投資証券に関する届出等の代理人は下記のとおりである。

(中略)

東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

<訂正後>

(前略)

本邦における代理人

東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所外国法共同事業

(中略)

(b) 日本における投資証券の公募、販売、買戻しの取引に関する紛争、見解の相違に関する裁判上、裁判外の行為を行う権限を委任されており、また関東財務局長に対する投資証券の当初の募集に関する届出および継続開示ならびに金融庁長官に対する投資証券に関する届出等の代理人は下記のとおりである。

(中略)

東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所外国法共同事業

第三部 外国投資法人の詳細情報

第1 外国投資法人の追加情報

2 役員の状況

<訂正前>

(提出日現在)

氏名	役職名	略歴	所有投資 口数
マルクス・ゲッチ	取締役	UBSアセット・マネジメント・ス イス・エイ・ジー	1
ナオミ・デイリー	議長	独立取締役	該当なし
オードリー・コリンズ	取締役	独立取締役	該当なし

(後略)

<訂正後>

(提出日現在)

氏名	役職名	略歴	所有投資 口数
マルクス・ゲッチ	取締役	UBSアセット・マネジメント・ス イス・エイ・ジー	1
ナオミ・デイリー	議長	独立取締役	該当なし
ウィリアム・ケネディー	取締役	独立取締役	該当なし

(後略)

第3 管理及び運営

3 投資主・外国投資法人債権者の権利等

(3) 本邦における代理人

<訂正前>

東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

(中略)

(b) 日本における投資証券の公募、販売、買戻しの取引に関する一切の紛争、見解の相違に関する一切の裁判上、裁判外の行為を行う権限を委任されており、また関東財務局長に対する投資証券の当初の募集に関する届出および継続開示ならびに金融庁長官に対する投資証券に関する届出等の代理人は下記のとおりである。

(中略)

東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

<訂正後>

東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所外国法共同事業

(中略)

(b) 日本における投資証券の公募、販売、買戻しの取引に関する一切の紛争、見解の相違に関する一切の裁判上、裁判外の行為を行う権限を委任されており、また関東財務局長に対する投資証券の当初の募集に関する届出および継続開示ならびに金融庁長官に対する投資証券に関する届出等の代理人は下記のとおりである。

(中略)

東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所外国法共同事業

第四部 特別情報

第3 その他

< 訂正前 >

(前略)

交付目論見書の概要

UBS (I r l) E T F ピーエルシー

- MSCI ACWI ESG ユニバーサル・ロー・カーボン・セレクト UCITS ETF

- MSCI ACWI ソーシャル・レスポンシブル UCITS ETF

(中略)

形態	アイルランド籍オープンエンド会社型外国投資証券
投資方針 投資目的	<p><u>MSCI ACWI ESG ユニバーサル・ロー・カーボン・セレクト UCITS ETF</u></p> <p>投資目的</p> <p>ファンドの目的は、<u>MSCI ACWI ESG ユニバーサル・ロー・カーボン・セレクト・5%・イシューアード・キャップド・インデックス(ネット・リターン)</u>(または<u>MSCI ACWI ESG ユニバーサル・ロー・カーボン・セレクト・5%・イシューアード・キャップド・インデックス(ネット・リターン)</u>)と実質的に同じ市場に追随するために、ファンドが追随するものとして適切な指数であると取締役会が検討し、英文目論見書に従い、随時、決定することのできるその他の指数(以下、<u>MSCI ACWI ESG ユニバーサル・ロー・カーボン・セレクト UCITS ETF</u>に関して、「参照指数」といいます。)のパフォーマンスに追随することを目指すことです。</p>

(後略)

< 訂正後 >

(前略)

交付目論見書の概要

UBS (I r l) E T F ピーエルシー

- MSCI ACWI ユニバーサル UCITS ETF

- MSCI ACWI ソーシャル・レスポンシブル UCITS ETF

(中略)

形態	アイルランド籍オープンエンド会社型外国投資証券
----	-------------------------

投資方針 投資目的	<p><u>MSCI ACWI ユニバーサル UCITS ETF</u></p> <p>投資目的</p> <p>ファンドの目的は、<u>MSCI ACWI ユニバーサル・ロー・カーボン・セレクト・5%・イシューアード・キャップド・インデックス(ネット・トータル・リターン)</u> (または<u>MSCI ACWI ユニバーサル・ロー・カーボン・セレクト・5%・イシューアード・キャップド・インデックス(ネット・トータル・リターン)</u>)と実質的に同じ市場に追随するために、ファンドが追随するものとして適切な指数であると取締役会が検討し、英文目論見書に従い、随時、決定することのできるその他の指数) (以下、<u>MSCI ACWI ユニバーサル UCITS ETF</u>に関して、「参照指数」といいます。)のパフォーマンスに追随することを目指すことです。</p> <p>(注) 2025年2月3日付で、<u>MSCI ACWI ESG ユニバーサル・ロー・カーボン・セレクト・5%・イシューアード・キャップド・インデックス(ネット・リターン)</u>の名称は、<u>MSCI ACWI ユニバーサル・ロー・カーボン・セレクト・5%・イシューアード・キャップド・インデックス(ネット・トータル・リターン)</u>に変更されました。</p>
--------------	---

(後略)